

諮問番号：諮問第 135 号

答申番号：答申第 135 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県北九州東県税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った自動車取得税減免決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

(1) 平成 30 年 11 月上旬、福岡県北九州東県税事務所に、電話で自動車取得税減免措置の申請方法について確認した。その際、申請の流れの説明を聞いたが、既に減免を受けている車の抹消登録又は移転登録を購入する車の登録前に行わなければならないといった説明はなく、後日県税事務所に申請を行えば減免請求ができるとの回答を得た。

(2) 同年 12 月 10 日に福岡県北九州東県税事務所へ行き、減免申請を行った。しかし、既に減免を受けている車の抹消登録又は移転登録を購入する車の登録前に行っていないため減免ができない旨を初めて聞き、減免申請手続ができなくなった。

(3) その説明のなかで、抹消・移転登録の「日にち」が重要であり、以前にもトラブルが生じているため、説明の中でも重要なポイントであると聞いた。このことを事前に知っていれば、購入する車の登録を行う日数にも十分余裕があったため、間違いなく減免を受けることができた。重要な項目の説明不足のために、審査請求人は減免を受ける権利を侵害された。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は理由がないものである。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

- 1 県税の減免については、福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号。福岡県税条例等の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第7号）による改正前のもの。以下「条例」という。）第15条において、「知事は、天災その他特別の事情により著しく資力を喪失して納付困難のため県税の減免の必要があると認められる者その他特別の事情がある者については、知事がこれを減免することができる。」と規定されているところ、「これを減免することができる」との文言からすれば、県税の減免を認めるか否かは、知事及びその委任を受けた県税事務所長の合理的な裁量に委ねられているものと解される。

本県における身体障害者等に対する自動車取得税の減免については、総務部長通達において定められており、自動車等の使用により便益を受ける身体障害者等1人につき1台に限る取扱いとすることが明示されている。

また、この「1人につき1台」については、既に減免を受けている自動車との入れ替えで別の自動車の減免を受けようとする場合は、減免を受けようとする車の登録日以前に既減免車の抹消登録もしくは移転登録（本人所有・本人運転以外の場合は同居家族以外の第三者への移転登録）しなければ、自動車取得税の減免を受けることができないという取扱いがされていることが認められる。

以上の取扱い自体については、納税義務者の担税力の減少その他の事情に着目して一度発生した納税義務を軽減免除するという減免の制度趣旨に照らし、何ら不合理とすべき点は認められない。

そして、審査請求人を所有者及び使用者とするガソリン車（以下「本件自動車」という。）の登録後に、審査請求人の母を所有者及び使用者として登録されている身体障害者減免車（以下「既減免自動車」という。）の移転登録が行われ、審査請求人が行った自動車取得税減免申請（以下「本件申請」という。）が上記の取扱いに適合しないことは、明らかであるから、処分庁が本件申請に対して減免を認めなかったことについては、違法又は不当とは認められない。

- 2 なお、審査請求人は、自動車取得税減免措置の申請方法についての確認をした際、既に減免を受けている車の抹消登録又は移転登録を購入する車の登録前に行わなけ

ればならないことの説明はなかった旨を主張しているが、仮に、そのような事情があったとしても、それは、本件申請に対して減免を認めるか否かの判断とは無関係の事情といわざるを得ず、本件処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものとは認められない。

3 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年9月9日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和3年10月19日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

県税の減免については、条例第15条に規定されており、県税の減免を認めるか否かは、知事及びその委任を受けた県税事務所長の合理的な裁量に委ねられているものと解される。

本県における身体障がい者等に対する自動車取得税の減免については、総務部長通達において定められており、自動車等の使用により便益を受ける身体障がい者等1人につき1台に限る取扱いとすることが明示されている。この「1人につき1台」については、既に減免を受けている自動車との入れ替えで別の自動車の減免を受けようとする場合は、減免を受けようとする車の登録日以前に既減免車の抹消登録もしくは移転登録(本人所有・本人運転以外の場合は同居家族以外の第三者への移転登録)しなければ、自動車取得税の減免を受けることができないという取扱いがされていることが認められる。

本件についてみると、本件自動車の登録後に、既減免自動車の移転登録が行われており、本件申請が上記の取扱いに適合しないことは、明らかである。

よって、処分庁が本件申請に対して減免を認めなかったことについて、違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁に電話で、自動車取得税減免措置の申請方法について確認をした際、既に減免を受けている車の抹消登録又は移転登録を購入する車の登録前に行わなければならないとの説明がなかったと主張しているが、本県のホームページ上の

「身体障がい者等の方の自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免制度概要」のページには、「減免は身体障がい者等 1 人につき 1 台（軽自動車を含む）に限られますので、減免を受ける自動車又は軽自動車を買替える場合は、新たに減免を受けようとする自動車又は軽自動車の登録日以前に既減免自動車を抹消登録もしくは移転登録をする必要があります。」と記載されていることが確認できる。また、仮に、審査請求人が主張するような事情があったとしても、それは本件申請に対して減免を認めるか否かの判断とは無関係の事情といわざるを得ず、そのことが本件処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものとは認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第 3 部会

委員 岡 本 博 志

委員 牛 島 加 代

委員 中 野 哲 之